

[事案 2024-231] 新契約取消請求

・令和7年5月29日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年1月に契約した利率変動型積立終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料から解約返戻金額を控除した差額を返還してほしい。

- (1)募集人から、生命保険の非課税控除枠が「500万円×法定相続人の数」という説明を受けなかったため、この保険に入れば基本保険金額全額（約2,500万円）に税金がかからずに相続できると思っていた。
- (2)本契約の定期支払金の金額について、設計書の記載により、毎年受取金額が増えていくと理解していた。
- (3)募集人から市場価格調整の説明をされず、所定の期間内に解約すると市場価格調整がかかり、実際の解約返戻金額が設計書に記載されている金額よりも減り、大きな元本割れが生じる可能性があることを知らなかった。

<保険会社の主張>

本契約の申込みにあたり、募集人は、2回にわたり申立人と面談し、パンフレットや設計書等を用いて、契約内容の説明をしている。その説明の中では、解約時に市場価格調整が行われることから金利の動向によって元本割れのリスクがあることと、相続税の非課税枠について、繰り返し説明をしているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。